資　料No.6

（基本理念）（基本的な考え方）　（基本目標）　（施策の基本的方向）　（施策の内容）

男女共同参画社会の形成

（1）人権が尊重され男女が平等な地域社会づくり
（2）男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
（3）いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

Ⅰ　社会の様々な分野での男女共同参画の推進
~~あらゆる分野での男女共同参画の促進~~

（社会参画）

具体的な施策を展開するため、社会の多様な分野への促進という視点から「社会の様々な」に変更した。

- 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
  - (1)事業所等への女性登用の促進
  - (2)町審議会などへの女性委員の登用
  - 住民活動などにおける女性登用の促進
  - (3)住民活動などにおける女性リーダーの登用の促進

女性を登用する事で視野を広げ、人材育成を図る。

一歩踏み出す支援から具体的に実践できる支援とした。

- 女性の活躍のための支援
- 2 女性のチャレンジ支援
  - (1)女性の人材育成の充実
  - (2)女性の社会参画に関する情報提供

Ⅱ 異性に対する暴力の根絶と男女の人権の尊重
~~男女の人権の尊重~~

（人権）

「異性に対する暴力の根絶」を基本目標に加えた。
暴力は家庭内や親密な間柄で起こるため、男女共同参画社会を推進していくうえで克服すべき課題となっているため（配偶者暴力防止法）

- 1 異性に対する暴力の根絶
  - (1)配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
  - (2)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 2 人権尊重のための対策
  - (1)人権侵害に関する支援
- 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実
  - (1)男女の心とからだの健康づくりへの支援
  - 性に関する正しい知識と普及啓発
  - (2)性の尊重に関する意識啓発
  - （2）へ統合
  - ~~(3)~~性教育の充実

Ⅲ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

（仕事と生活の調和）

- 1 就業環境における男女共同参画の促進
  - (1)男女平等な雇用の促進
  - 女性の就業
  - (2)雇用環境改善のための支援の充実
  - 子育て・介護
  - (3)育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進

就業継続を希望する女性が継続できず、経験を積むことが困難な状況は管理職や役員へ登用される女性が少ない原因ともなっていることから就業継続への理解を促進する。

男女がともにライフステージに応じて仕事・家庭生活・地域活動等自らが希望するバランスでできることができる暮らしを目指し、子育て・介護等の支援を充実させる。

- 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援
  - 子育て・ひとり親家庭への支援
  - (1)子育て環境の充実
  - （1）へ統合
  - ~~(2)~~ひとり親家庭への支援
  - （2）
  - ~~(3)~~男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
  - （3）
  - ~~(4)~~地域活動への参加の促進

Ⅳ　男女共同参画促進のための意識づくり
~~男女共同参画社会実現のための意識づくり~~

（意識啓発）

男女共同参画に対する意識づくりをさらに進めるため現状に則した表現にした。

- 1職場や地域における意識づくりの推進
  - (1)職場における意識啓発
  - (2)地域における意識啓発
- 2 家庭や学校における意識づくりの推進
  - (1)家庭における意識啓発
  - (2)学校における意識啓発